

## IV 事業実施状況

### 1 巡回相談

令和5年度における相談状況は、表1に見られるように、57件である。

主訴別では、障害が96.5%を占めている。

表1 センター別巡回相談状況

センター別	相談件数	相談主訴別				
		養 護	障 害	非 行	育 成	(不登校)
中 央	0	0	0	0	0	0
西 濃	5	0	4	0	1	0
中 濃	11	0	11	0	0	0
東 濃	32	1	31	0	0	0
飛 騨	9	0	9	0	0	0
計	57	1	55	0	1	0
構成比 (%)	100%	1.8%	96.4%	0	1.8%	0

## 2 療育手帳交付判定業務

療育手帳は、知的障がい児に対し一貫した相談、指導を行うとともに、これらの児童に対する各種の援助措置を受けやすくするために交付されるものである。子ども相談センターは、18歳未満の知的障がい児の判定業務をしており、令和5年度の状況は次表のとおりである。

また、表2-2は療育手帳交付状況で、児童1,000人あたり22.0人の児童が手帳を所持している。

表2-1 療育手帳判定状況

センター別	程度別	A-1(最重度)			A-2(重度)			B-1(中度)			B-2(軽度)			非該当		
	新・再別	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計
中央		5	60	65	22	88	110	52	84	136	259	221	480	36	27	63
西濃		4	23	27	10	40	50	25	41	66	109	64	173	22	2	24
中濃		4	23	27	14	45	59	25	44	69	121	102	223	37	20	57
東濃		3	14	17	8	46	54	17	31	48	81	76	157	6	6	12
飛騨		2	15	17	5	13	18	6	19	25	29	26	55	4	5	9
合計		18	135	153	59	232	291	125	219	344	599	489	1,088	105	60	165

センター別	新・再別	新規判定	再判定	計
中央		374	480	854
西濃		170	170	340
中濃		201	234	435
東濃		115	173	288
飛騨		46	78	124
合計		906	1,135	2,041

表2-2 療育手帳交付状況

令和6年3月31日現在

	市郡別	A-1	A-2	B-1	B-2	計
中 央	岐 阜 市	127	183	195	726	1,231
	羽 島 市	25	34	49	178	286
	各 務 原 市	42	62	63	267	434
	山 県 市	7	7	9	34	57
	瑞 穂 市	21	31	39	166	257
	本 巢 市	6	17	16	66	105
	羽 島 郡	19	23	32	102	176
	本 巢 郡	7	11	11	49	78
	計	254	368	414	1,588	2,624
西 濃	大 垣 市	41	69	90	290	490
	海 津 市	7	9	12	49	77
	養 老 郡	7	12	10	27	56
	不 破 郡	7	17	12	62	98
	安 揖 郡	11	15	19	60	105
	揖 斐 郡	9	32	27	112	180
	計	82	154	170	600	1,006
中 濃	関 市	21	45	46	223	335
	美 濃 市	5	4	7	24	40
	美 濃 加 茂 市	26	30	42	148	246
	可 児 市	28	57	63	221	369
	郡 上 市	7	12	8	48	75
	加 茂 郡	6	21	18	64	109
	可 児 郡	3	4	8	35	50
	計	96	173	192	763	1,224
東 濃	多 治 見 市	28	47	45	184	304
	中 津 川 市	18	29	25	79	151
	瑞 浪 市	7	19	8	67	101
	恵 那 市	13	19	18	53	103
	土 岐 市	13	17	32	109	171
	計	79	131	128	492	830
飛 騨	高 山 市	33	42	38	120	233
	飛 騨 市	6	7	4	19	36
	下 呂 市	6	9	14	40	69
	大 野 郡	0	0	1	4	5
	計	45	58	57	183	343
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	556	884	961	3,626	6,027
	比 率 (%)	9.2%	14.7%	15.9%	60.2%	100.0%

※比率(%)は、小数点以下第二位で四捨五入。

### 3 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親とは、家庭での養育に欠ける児童、家庭での養育が困難となった児童を親に代わって家庭に引き取り養育する制度である。

子ども相談センターは、里親として認定・登録された方への児童の養育の委託、県内児童養護施設（10施設）のショート里親事業の支援をしている。

また、フォスタリング機関の協力を得ながら施設入所児童ホームステイ事業や各種の研修事業等を行い、里親制度の推進及び資質向上に努めている。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居において児童の養育を行うものであり、一定の基準以上に受託経験のある里親や施設職員が開設することができる。

表3-1 里親状況の推移(ファミリーホーム含む) (令和6年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	委託されている里親数 登録里親数 (%)
3	238	49 (3)	84	20.6
4	255	48 (2)	79	18.8
5	261	50 (3)	87	19.2

(注) ( )内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-2 圏域ごとの里親委託状況(ファミリーホーム含む) (令和6年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	委託されている里親数 登録里親数 (%)
中 央	90	23	50	25.6
西 濃	42	9 (1)	14	21.4
中 濃	56	8 (1)	10	14.3
東 濃	43	7 (1)	9	16.3
飛 騨	30	3	4	10.0
計	261	50 (3)	87	19.2

(注) ( )内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-3 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の状況(令和6年4月1日現在)

ファミリーホーム名	定員	措置人員
ファミリーホーム日野	6	3
ファミリーホームはな	6	6
ファミリーホームゴロゴロくん	6	5
ぼてとっこ	6	6
ピーナツファミリー	6	6
ファミリーホームぼぼ	6	4

表3-4 里親・ファミリーホーム 委託児童の養育期間の状況 (令和6年4月1日現在)

性別	～1年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	計
男	15	8	6	4	2	3	2	1	4	0	0	45
女	17	9	6	1	2	2	1	1	1	0	1	41
計	32	17	12	5	4	5	3	2	5	0	1	86

表3-5 委託中の里親の年齢状況 (令和6年4月1日現在)

里 父						里 母					
20代	30代	40代	50代	60代 以上	計	20代	30代	40代	50代	60代 以上	計
0	1	9	8	9	27	0	2	12	15	15	44

### <参考:里親サロン>

里親支援活動の一環として、子ども家庭支援センター主催で里親サロンを開催した。

里親同士の交流や知識の向上が図られ、里親希望者や受託経験が無い里親、あるいは経験の浅い里親が経験者の助言を得るほか、里親活動の普及について意見が交わされた。

## 4 児童虐待保護者等カウンセリング事業

児童虐待に対する対応は、最優先に取り組むべきこととして児童の安全確認や保護であることは当然であるが、児童の最善の利益を図るためには次のステップとして家庭の再統合を目指した保護者等の指導がある。

児童虐待を行う保護者は、自分自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていたことから、困難な事例については児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、より専門性の高い精神科等の医師の協力を得て、保護者等の指導を行っている。

表4 虐待保護者等カウンセリング事業の実施状況

内容別 センター別	カウンセリング		医学的判断		会議等助言	協力医師名
	指導人数	実施日数	指導人数	実施日数	助言人数	
中央	0	0	24	14	0	井川 典克 中島美知世
西濃	0	0	19	12	0	井川 典克
中濃	0	0	1	1	0	児玉 佳也
東濃	0	0	7	3	0	村上 俊仁
飛驒	0	0	30	10	0	益田 大輔
計	0	0	81	40	0	

## 5 児童虐待防止対策事業（研修関係）

きめ細かな児童虐待防止活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録し、地域連絡網を整備し、子ども相談センターとの一体的な援助活動に関する協力を得ている。

また平成17年度から子どもに関する相談窓口が一元的に市町村となり、要保護児童対策地域協議会設置が法律で明文化されたことから、地域での組織づくりの中心となる関係者や関係機関の専門性の向上をめざし専門研修を実施した。

表5 児童虐待防止地域協力員連絡会議実施状況

実施年月日	会場・参加人員	内容	講師
令和5年 11月1日（水）～ 11月30日（木）	YouTube限定公開 参加者（672名）	「虐待が子どもに及ぼす影響と虐待を防ぐために地域にできること」	杏林大学 保健学部 健康福祉学科 教授 加藤 雅江 氏

## 6 家庭支援電話相談事業

本事業は、児童問題が複雑化、多様化している中、児童や家庭からの電話での相談を高度な専門的知識や技術を有する相談員が行うことにより、家庭及び地域における児童の養育を支援することを目的とする。

この家庭支援電話相談室は、平成2年11月1日より設置され、岐阜県全域の児童及び家庭を対象に広く活用されている。

### 1 事業内容

電話相談は、毎日（日曜日、祝日、年末年始を除く）実施

開設時間は、8時45分～21時（ただし、土曜日は8時45分～17時） \*令和6年度からは開設時間変更

専用電話番号 058-213-8080

0120-76-1152

### 2 電話相談員 3名

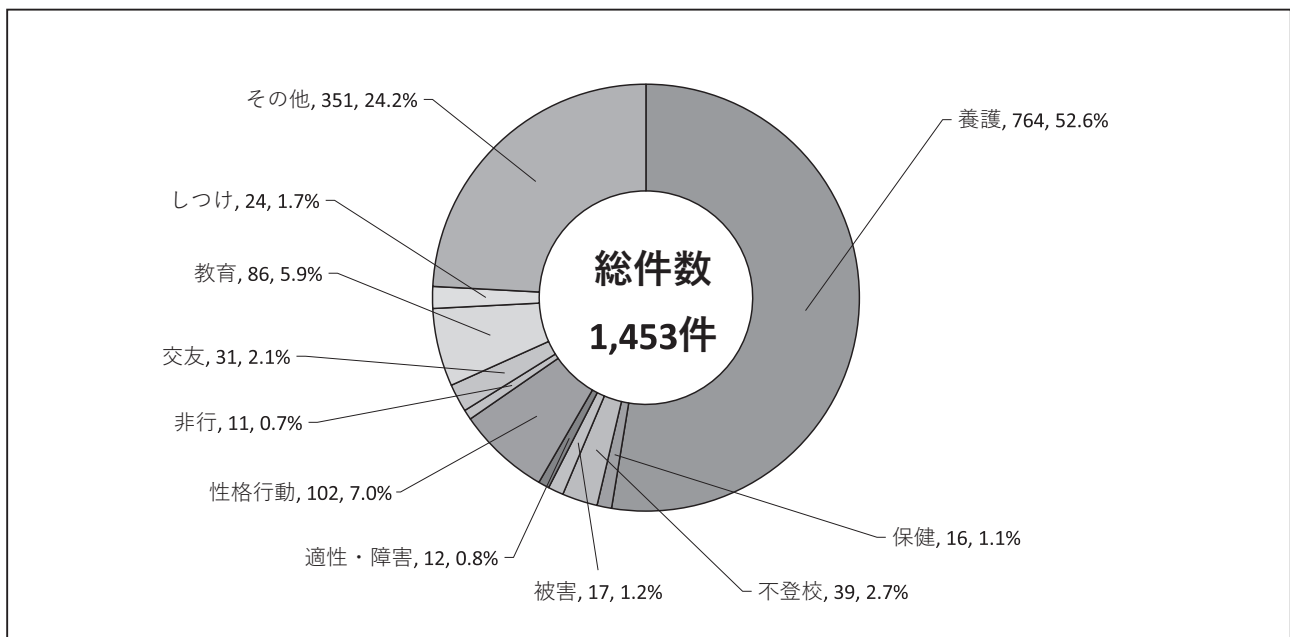
### 3 相談の内容別状況

総件数は1,453件で、前年度の1,802件と比べて約81%に減少した。

全体に占める養護相談件数の割合は、前年度の61.5%から令和5年度は52.6%に減少した。

「その他」の相談には、児童とは直接関係しない家庭に関する相談も含まれている。

図1 電話相談の内容別状況



### 4 児童からの相談内容状況

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
4月	84(2)	4(0)	1(0)	0(0)	1(0)	9(2)	0(0)	0(0)	10(3)	4(0)	29(3)	142(10)
5月	68(0)	2(0)	5(1)	0(0)	0(0)	9(1)	0(0)	3(0)	7(1)	4(0)	25(1)	123(4)
6月	73(0)	3(0)	3(0)	3(1)	0(0)	8(2)	1(0)	2(1)	7(1)	1(0)	25(4)	126(9)
7月	78(1)	2(1)	3(0)	1(0)	0(0)	9(2)	1(0)	7(5)	8(2)	4(1)	29(16)	142(28)
8月	66(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2(0)	8(1)	1(0)	5(0)	7(1)	3(0)	33(20)	127(22)
9月	77(0)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)	10(0)	2(0)	2(0)	4(0)	3(0)	42(15)	144(15)
10月	49(0)	0(0)	5(3)	1(1)	0(0)	6(1)	2(0)	2(0)	7(3)	0(0)	35(18)	107(26)
11月	65(0)	1(0)	3(0)	1(0)	2(0)	13(2)	1(0)	5(1)	3(1)	1(0)	34(15)	129(19)
12月	67(1)	0(0)	3(0)	4(1)	0(0)	5(0)	1(0)	2(0)	10(4)	1(0)	34(16)	127(22)
1月	50(1)	2(0)	5(0)	0(0)	3(0)	9(3)	0(0)	0(0)	8(1)	2(0)	22(10)	101(15)
2月	44(0)	0(0)	3(2)	3(2)	2(0)	10(1)	2(0)	1(0)	9(1)	0(0)	20(8)	94(14)
3月	43(0)	0(0)	6(0)	3(0)	1(0)	6(0)	0(0)	2(1)	6(0)	1(0)	23(2)	91(3)
合計	764(5)	16(1)	39(6)	17(5)	12(0)	102(15)	11(0)	31(8)	86(18)	24(1)	351(128)	1,453(187)

※()内の数字は、児童本人からの相談数

5 過去6年間の相談状況

(1) 相談内容別

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
平成30年	909	43	57	28	55	53	11	61	73	23	626	1,939
令和1年	700	44	52	34	47	71	9	45	55	37	410	1,504
令和2年	1155	15	52	22	35	99	9	31	83	16	477	1,994
令和3年	1141	21	47	25	24	80	13	26	85	24	295	1,781
令和4年	1,109	17	55	24	36	71	11	51	63	29	336	1,802
令和5年	764	16	39	17	12	102	11	31	86	24	351	1,453

(2) 相談月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年	164	172	177	178	133	159	166	148	161	162	196	123	1,939
令和1年	96	110	133	183	145	111	147	137	115	113	102	112	1,504
令和2年	142	197	211	180	142	137	162	167	156	177	134	189	1,994
令和3年	141	146	163	177	139	164	165	163	139	123	113	148	1,781
令和4年	148	140	182	156	136	148	185	161	124	118	134	170	1,802
令和5年	142	123	126	142	127	144	107	129	127	101	94	91	1,453



## 7 子ども相談センター 24時間虐待通報ダイヤル

児童虐待に関する通報や相談の件数は増加傾向にあり、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ目のない取り組みが必要とされている。

とりわけ、児童虐待の疑いのある事案を発見した方や児童虐待をしてしまいそうな方々が、市町村窓口や子ども相談センターに対して容易に通報または相談できるしくみや、通報等に対する各機関の的確な対応が求められている。

こうしたことから、岐阜県では児童虐待に関して電話による通報や相談を24時間365日受け付ける体制を強化するため、平成23年8月8日より「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」を開設している。

### 1 受付電話番号

各子ども相談センターに虐待通報相談専用の電話を敷設するとともに、「児童相談所全国共通ダイヤル」への通報をそれらの番号に接続する設定とすることにより、電話受付体制を強化している。

中央子ども相談センター 電話:058-213-0189 (担当地域:岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)
西濃子ども相談センター 電話:0584-78-4866 (担当地域:大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町)
中濃子ども相談センター 電話:0574-25-3350 (担当地域:関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町)
東濃子ども相談センター 電話:0572-23-1226 (担当地域:多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市)
飛騨子ども相談センター 電話:0577-32-0611 (担当地域:高山市、飛騨市、下呂市、白川村)
児童相談所全国共通ダイヤル 電話: 189 (いちはやく) (お住まいの地域の児童相談所《子ども相談センター》につながります)

### 2 特徴

平日昼間の時間帯は子ども相談センター職員が通報等を直接受け付け、休日・夜間については専門的な電話相談業務に実績のある民間事業者に委託している。民間事業者は臨床心理士などの資格を有し一定の研修を経た専門性の高い電話相談員を配置し、的確な受付対応や助言等を行うとともに児童虐待などの緊急性の高い事案を速やかに管轄の子ども相談センター職員につなぐことで、24時間、365日、より確実に通報等を受け付ける体制となった。

### 3 夜間・休日における相談状況

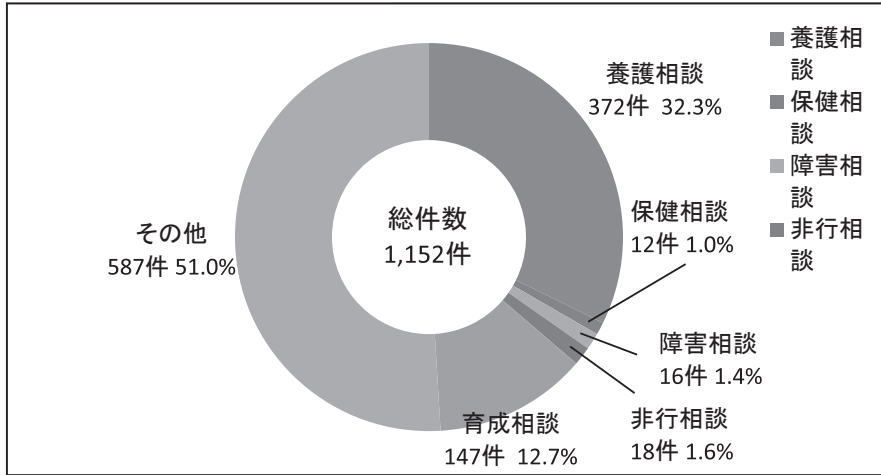
夜間・休日における相談の総件数は1,152件で、相談内容でもっとも多いのはその他(587件)である。また養護相談(372件)のうち児童虐待が309件(全体の26.8%)となっており、相談件数に占める割合は前年より約4.4%減少している。

経路別受付の状況は家族親戚が705件(全体の61.2%)と身近な方からの相談が大多数を占めている。(図2-1, 2参照)

時間帯別受付件数を見ると、平日は夕方から午前1時までの時間帯に、休日は午前9時から午前0時までの時間帯に幅広く相談があり、例年と同様の傾向である。

(図2-3, 4参照)

図2-1 電話相談の内容別状況



※【養護相談の内訳】

児童虐待	その他
309	63

図2-2 経路別受付件数

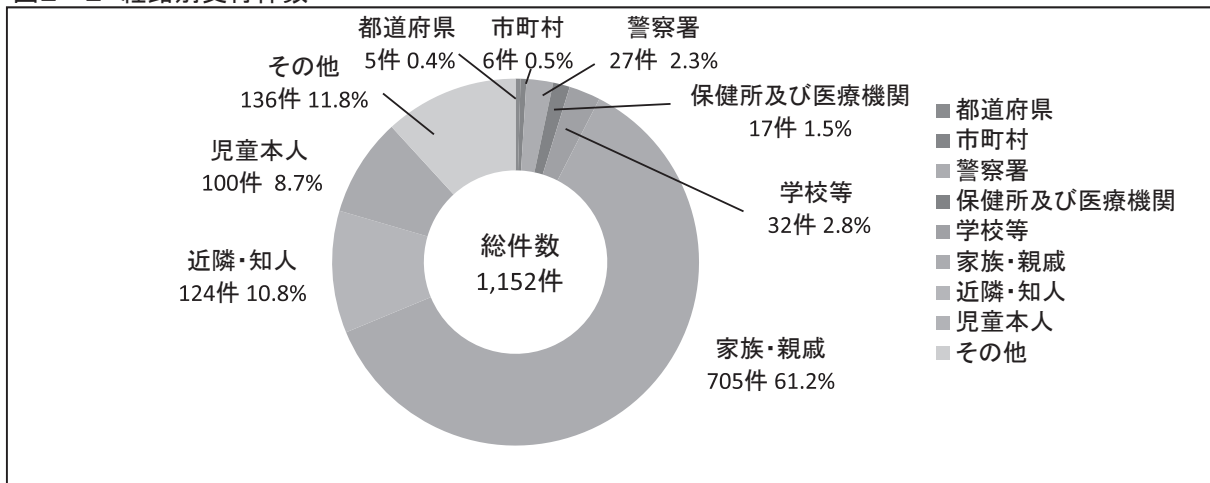


図2-3 時間帯別受付件数(平日)

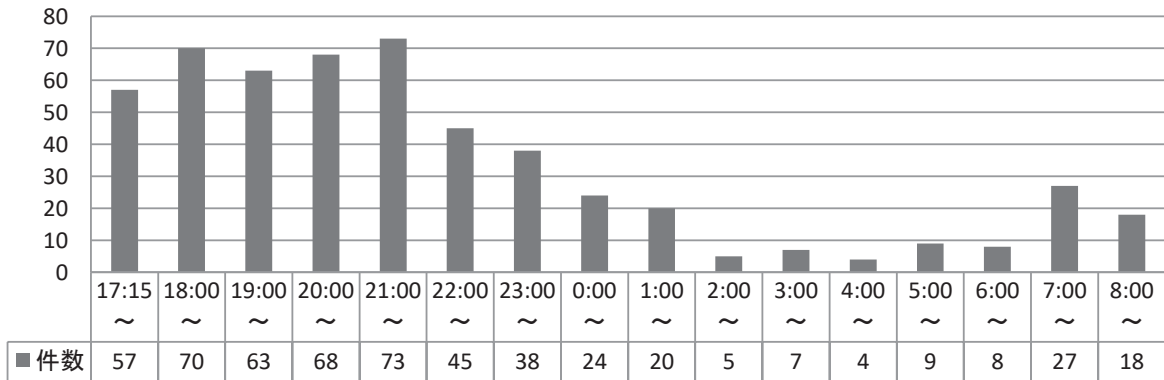
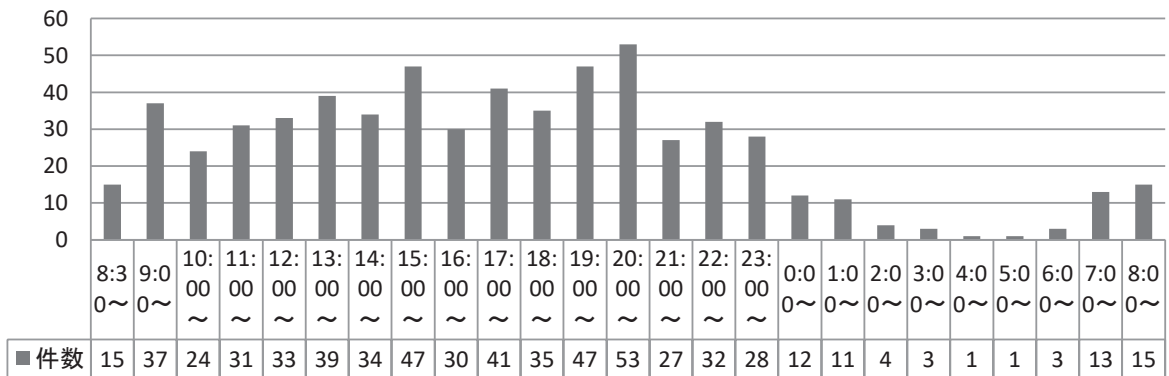


図2-4 時間帯別受付件数(休日)



## 8 子ども相談センターSNS相談

児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、これまで以上に支援を必要とする児童や家庭を早期に発見できる体制を整備することが求められている。

近年、児童や若年層の保護者は電話よりもSNSを主要なコミュニケーションツールとして活用している。岐阜県では、子どもや保護者の悩みをいち早くキャッチし、虐待の芽を摘むことができるよう、令和5年2月より「子ども相談センターSNS相談」を開設した。

### 相談内容

- ・子どもや子育てに関する相談
- ・児童虐待や児童虐待につながるおそれのある相談

※相談は匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも可能

※相談受付は24時間365日

※相談対応は平日10:00～20:00（祝日・年末年始12/29～1/3を除く）

月	相談総数	相談者区分			相談内容								
		本人	保護者	その他	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	不明※	計
					虐待	その他							
4月	8	2	6	0	2	0	0	0	0	1	3	2	8
5月	6	1	5	0	0	0	0	0	0	4	1	1	6
6月	9	5	4	0	0	0	0	0	0	3	3	3	9
7月	24	18	2	4	3	4	0	0	0	0	7	10	24
8月	22	9	13	0	1	4	0	0	0	8	6	3	22
9月	18	5	12	1	1	0	0	0	1	7	6	3	18
10月	22	7	14	1	1	1	0	0	0	10	4	6	22
11月	35	9	22	4	5	0	1	0	1	11	5	12	35
12月	17	2	15	0	1	0	0	2	0	6	3	5	17
1月	19	1	18	0	3	3	0	0	0	7	2	4	19
2月	22	2	19	1	4	1	0	1	0	9	4	3	22
3月	9	7	1	1	0	0	0	0	0	6	2	1	9
年間計	211	68	131	12	21	13	1	3	2	72	46	53	211

※不明 …対応時間外に相談の入力があり、対応時間に返答したが応答がなく内容が不明のもの

## 9 岐阜県子ども相談センター職員研修会実施結果

子ども相談センターでは、職員の資質向上のために毎年研修を行っている。  
令和5年度の職員研修は次の通り。

### 1 児童虐待対応に関する警察との合同訓練

子相	実施年月日	場所	参加人数	内容
中央	令和5年 11月21日	中央子ども相談 センター大会議室	警察職員 14名 子相職員 17名 弁護士 1名 市町職員 1名 (合計33名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨検・捜索経験者による説明</li> <li>・子相と警察等関係機関との合同訓練</li> <li>・シナリオを用いた臨検、捜索、立ち入り訓練の実施</li> </ul>
西濃	令和5年 10月31日	墨俣さくら会館 (大垣市) 分館大会議室	警察職員 8名 子相職員 10名 弁護士 1名 市町職員 16名 (合計35名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待調査における法的アプローチ (弁護士からの講話)</li> <li>・子相と警察等関係機関との合同訓練</li> <li>・臨検捜索訓練のロールプレイ</li> <li>・事例報告</li> </ul>
中濃	令和5年 10月19日	可茂総合庁舎 大会議室	警察職員 8名 子相職員 16名 弁護士 1名 市町村職員 12名 (合計37名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子相と警察等関係機関との合同訓練</li> <li>・弁護士から立入調査、臨検・捜索制度についての講話</li> <li>・シナリオを用いた臨検、捜索、立ち入り訓練の実施</li> </ul>
東濃	令和5年 11月28日	東濃西部 総合庁舎	警察本部 2名 警察職員 4名 子相職員 15名 市職員 9名 (合計30名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子相、警察、5市の合同訓練</li> <li>・弁護士から立入調査、臨検・捜索制度についての講話</li> <li>・子相と警察等関係者とのシナリオを用いた臨検、捜索訓練の実施</li> </ul>
飛騨	令和5年 10月19日	高山市 丹生川支所	警察職員 11名 子相職員 8名 弁護士 1名 市町村職員等 12名 (合計32名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子相、警察、市村の合同訓練</li> <li>・弁護士から行政調査の法的位置づけ、福祉法改正についての講話</li> <li>・シナリオを用いた臨検、創作訓練の実施</li> </ul>

### 2 児童心理司等研修会実施結果

実施年月日	場所	参加人数	内容
令和5年4月21日	中央子ども 相談センター	子相児童心理司・心理判 定業務専門職 9名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義：面接の仕方、心理診断、療育手帳判定業務、障害者総合支援法</li> </ul>
令和5年7月11日	中央子ども 相談センター	子相児童心理司・福祉司 37名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義：性的逸脱行動とその対応 ～女性編～</li> <li>・事例検討(1例)</li> </ul>
令和5年12月1日	中央子ども 相談センター	子相児童心理司・福祉司 及び施設職員 59名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義：真実告知を主体としたライフ ストーリーワーク</li> <li>・事例検討(1例)</li> </ul>

## 10 地域連携課

### <設置の経緯>

岐阜市の児童虐待案件等への更なる迅速な対応(情報共有・同行訪問等)を行うとともに、関係機関が様々な視点から同時にリスク評価を行うことによって、リスクを過小評価し重度事案を見逃すことを防止するため、岐阜県、岐阜県警察本部及び岐阜市の3機関が岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”内に常駐し連携強化を図る「こどもサポート総合センター」を令和4年度に設置した。

### <こどもサポート総合センターの取り組み>

#### 1. 合同緊急受理会議

虐待通告を受け付けると、市・子ども相談センター・県警本部の職員が集まり、合同緊急受理会議を開催する。児童の安全確認方法や保護者等への調査・指導の進め方などの初動方針を決定する。

#### 2. 出動

虐待の内容に応じて、市・子ども相談センター・警察の職員のいずれかが出動し児童の安全確認等を行うとともに、保護者への調査及び指導を行う。

#### 3. 支援

児童虐待の再発防止のため、学校や保健センター等と連携し見守り体制を確認する。親子に市が中心となって継続的に関わる場合はこどもサポート総合センターで「合同アセスメント会議」を開催して具体的な支援方法を決定する。一時保護を行うなど子ども相談センターの継続的な関わりが必要な場合は、中央子ども相談センター家庭支援課等への引継ぎを行う。

### <組織>

設置場所：岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”2階 2部屋

住所：岐阜市明德町11番地

#### (職員体制)

- ・岐阜県中央子ども相談センター地域連携課 5名(駐在)
- ・岐阜県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンター分室 7名(駐在)
- ・岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” 17名
- ・教育委員会事務局学校安全支援課 3名(職員の定期巡回)

### <合同緊急受理件数>

- ・令和4年度 389件
- ・令和5年度 498件

## 1 1 連携支援課

### <設置の経緯>

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、市町村支援児童福祉司を管内30市町村につき1人配置することが示されたことにより、2022年4月に中央子ども相談センター内に市町村との連携強化を目的とした課を設置。市町村支援担当児童福祉司2名、ヤングケアラー支援専門職2名、社会的養護自立支援専門職1名を配置し、係長以下7名体制とした。

### <市町村支援の取り組み>

#### 1.訪問支援

・市町村へ児童福祉司及び児童相談派遣専門職の派遣希望依頼を募り、希望があった市町村を中心に訪問支援を行った。派遣希望がなかった市町村についても、オンラインも含めて児童相談体制等の状況を確認する機会を設け、市町村の実態把握に努めた。内容は下記のとおりである。

訪問実績	中央	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
訪問市町村	9	11	13	5	4	42
延回数	86	51	60	15	10	222

#### 2.研修会開催

・主に市町村児童相談担当職員を対象とし、事例発表を中心とした研修会を2回開催した。

開催日	場所	内容	参加人数
9月22日	県庁ミナモホール	第1回 県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会	120人
2月6日	県庁ミナモホール	第2回 県内市町村先駆的児童相談ケース対応発表・研修会	90人

### <ヤングケアラー支援の取り組み>

#### 1.市町村訪問

・市町村支援担当児童福祉司及び児童相談派遣専門職の市町村訪問にヤングケアラー支援専門職が同行し、啓発を実施するとともに各市町村の実情を確認

#### 2.関係機関訪問

・ヤングケアラー支援専門職が中心となり関係機関に訪問し、啓発と状況調査を実施するとともに今後の協力を依頼

※訪問先: 基幹相談支援センター16ヶ所、保健センター5ヶ所

#### 3.関係機関、地域住民へ向け講話

・地域の福祉、教育関係機関等を対象に啓発のための講話を実施

※市町村: 要対協代表者会議、要対協実務者会議、民生児童委員協議会、教育委員会等 26回実施

※市町村以外: 社会福祉協議会、高校教職員研修 等 5回実施

#### 4.関係機関への実態調査

・実態把握のためのアンケートを作成し、関係機関に回答を依頼。2の関係機関訪問時に詳細を確認し、状況把握に努めた。

#### 5.ケース会議への参加

・対象児童の状況確認を行うとともに、機関ごとの役割分担、今後の支援体制について助言

### <社会的養護自立支援事業に関する取り組み>

・令和6年度の事業実施に向けて、先行的に社会的養護自立支援専門職を配置し業務を実施した。

#### 1.継続支援計画の作成

・児童福祉施設等に入所していた児童が施設退所後も安定した生活を送ることができるよう、専門職が継続支援計画を作成。児童及び関係機関等の同意を得たうえで支援に繋げた。

#### 2.ケース会議への参加

・子ども相談センターの担当福祉司や施設のアフターフォロー担当職員を中心としたケース会議に参加し、児童の状況確認を行うとともに退所後に必要な支援について助言した。

※令和6年度からは各子ども相談センターに専門職を配置し事業を実施していく。